

芽室町における原油価格・物価高騰対策について(案)

1. 水道料金減免 既決

- (1)対象 芽室町内の上水道および簡易水道の契約者。(国・公共施設を除く)
- (2)概要 水道料金の基本料金を4か月分(令和5年9月から12月請求分)減免する。
給水区域外については、相当額(1世帯10,428円)を助成する。
対象件数見込 7,875件
- (3)予算 74,731千円

2. 子育て世帯生活支援「子育て世帯生活支援特別給付金」 既決

- (1)対象 住民税非課税の子育て世帯 約62名
- (2)概要 対象児童1人当たり5万円を支給する。国補助10/10
- (3)予算 3,181千円

3. 低所得世帯支援 既決+追加(詳細:5ページ)

- (1)対象 住民税非課税世帯 約2,000世帯
- (2)概要 1世帯4万円(全国一律分3万円+町独自分1万円)を支給する
さらに、全国一律分として、7万円を追加で支給する。
- (3)予算 既決 84,556千円 + 追加支給分

4. 高齢者等冬の生活特例支援 既決

- (1)対象 住民税非課税の高齢者世帯等 約830世帯
- (2)概要 1世帯1万円を支給する
- (3)予算 8,514千円

5. Mカードを活用した町内消費喚起事業の拡大 既決+追加(詳細:6ページ)

- (1)対象 購入決済する町民
- (2)概要 当初予算では、ポイント還元10%にて計上していたが、20%に拡大する。1月～2月実施予定
更に、令和6年7月～8月及び令和7年1月～2月に、ポイント10%還元を追加実施する。
- (3)予算 既決16,500千円 + 追加実施分

6. プレミアム付商品券販売事業の拡大 既決

- (1)対象 購入希望する町民
- (2)概要 当初予算では、プレミアム率10%の1人5セット(計10,000セット)を計上していたが、10%の1人10セット(計20,000セット)に拡大する。当初予算では、7月販売予定だったが、9月に販売とする
- (3)予算 14,316千円

7. 小規模保育事業所への支援 既決

- (1)対象 北海道の補助対象とならない小規模保育事業所(町内2施設)
- (2)概要 これまでどおり保育サービスが提供できるよう、電気料金及び給食原材料費等の増嵩分を支援
北海道の補助事業における算出方法を準用
電気料金 5千円×定員
給食原材料費 7千円×定員
- (3)予算 384千円

8. 有料老人ホームへの支援 既決

(1)対象 北海道の補助対象とならない有料老人ホーム(町内6施設)

(2)概要 物価高騰の影響により、電気代の負担が増加している社会福祉施設等の負担軽減を図る
北海道の補助事業における算出方法を準用 入所サービス 10千円×定員

(3)予算 1,290千円

9. 酪農経営者への支援 既決

(1)対象 町内酪農経営者

(2)概要 農林水産省が実施する「飼料価格高騰緊急対策事業」の酪農経営対象の経産牛(26か月齢以上)1頭あたり、都府県と北海道の差額2,800円/頭を支援し、都府県と同水準とする 経産牛(26か月齢以上)1頭あたり2,800円×飼養頭数

(3)予算 9,963千円

10. 農業経営継続支援 追加(詳細:7ページ)

(1)対象 農業経営者

(2)概要 均等割一律 10,000円

実績割として、①作付面積割 40円/10a、②家畜飼養頭数割 200円/頭、100頭以上は20,000円、300頭以上は26,000円、500頭以上は30,000円、1,000頭以上は40,000円、2,000頭以上は50,000円、3,000頭以上は60,000円

11. 堆肥製造施設運営支援 追加(詳細:8ページ)

(1)対象 芽室町農業協同組合(堆肥センター運営協議会)

(2)概要 物価高騰の影響による電気、燃料及び修繕の増嵩分を支援し、化学肥料からの転換を促進する。

12. 学校給食材料代支援 **追加**(詳細:9ページ)

(1)対象 町内の小中学生の保護者

(2)概要 給食材料代が町指定単価より1食当たり約25円上昇しているが、物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するため、上昇分を町が支援する。

13. 指定管理委託燃料増嵩経費補てん **追加**(詳細:10ページ)

(1)対象 町内指定管理施設

(2)概要 光熱費高騰により適正な施設管理に影響を及ぼす状況であることから、指定管理料の補てんを行う。

「指定管理委託に係る燃料費補てんの考え方」に基づく、「燃料費見込」と「募集時の燃料費」の差額の「2分の1」補てんを今回に限り「10分の10」補てんとする。

14. 地方交付税の増額 **追加**(詳細:11ページ)

(1)概要 令和6年度及び令和7年度における臨時財政対策債元利償還金の一部を償還するため、減債基金へ積み立てる。

事業費総額 約 388,311 千円

★財源 交付金 305,407 千円 (低所得者交付金5月分 64,556 千円、今回分 127,526 千円)
物価高騰交付金5月分 65,975 千円、今回分 47,350千円)

国・道補助金 4,281 千円

農業振興基金 9,963 千円

一般財源 68,660 千円

物価高騰対策社会福祉事業（低所得世帯支援）

1 事業目的

電気・ガス・食料品等の物価高騰の影響を大きく受ける住民税非課税世帯に1世帯あたり7万円を給付し、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者を支援する。

2 事業概要

(1) 実施主体 芽室町（経費については重点支援地方交付金をあてる。）

(2) 給付金額 1世帯につき7万円

(3) 給付時期 1月下旬給付開始

(4) 対象者 基準日（令和5年12月1日）において世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯。
ただし、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

3 担当

健康福祉課社会福祉係

※国の事業実施要領が示された段階で、事業内容を修正する可能性があります。

物価高騰対策商工業支援事業（Mカードを活用した町内消費喚起事業）

1 事業目的

町内消費喚起、地域内経済循環、町外からの消費の取込みを進めるため、Mカードを活用した消費喚起事業を実施する。めむろポイントカード会に対し、その費用を補助する。なお、物価高騰の影響を受ける生活者を支援する観点からポイント還元を行う。

2 事業概要

(1) 概 要 町内のMカード加盟店で決済した際に、通常の加盟店でのポイント付与とは別に、決済額の20%分のポイント（上限10,000円相当/期間中）を付与し、町内事業者の売上回復を図る。
（令和5年度当初予算10%分のポイント還元を20%分のポイント還元に拡大）
更に、令和6年7月～8月及び令和7年1月～2月に、ポイント10%還元を実施する

(2) 事業実施時期 令和6年1月～2月（ポイント20%還元） 決定
令和6年7月～8月（ポイント10%還元） 予定
令和7年1月～2月（ポイント10%還元） 予定

3 担当

商工労政課商業振興係

物価高騰対策農業事業（農業経営継続支援）

1 事業目的

燃油や電気料、生産資材が高騰している状況を踏まえ、農業経営への影響を軽減し、農業経営の改善に向けた支援を行う。

2 事業概要

（1）対象者

芽室町農業経営実態調査対象者であって令和5年5月31日現在で農業を営み、その経営実態が芽室町内にある個人及び法人。

（2）支援内容

①均等割 10,000円／戸

②作付面積割 40円／10a

③家畜飼養頭数割 200円／頭、100頭以上は20,000円、300頭以上は26,000円、500頭以上は30,000円、1,000頭以上は40,000円、2,000頭以上は50,000円、3,000頭以上は60,000円

3 担当

農林課農業振興係

物価高騰対策農業事業（堆肥製造施設運営支援）

1 事業目的

燃油や電気料、生産資材が高騰している状況を踏まえ、当初予算よりも増加分の経費を負担することにより、堆肥製造施設運営の経営安定を資する支援を行う。

2 事業概要

（1）支援内容

運営経費の収支差額の2分の1を負担。（JAと折半）

燃料代等の高騰等の増加による経費増加分を追加で補正する。

3 担当

農林課農業振興係

物価高騰対策給食材料購入事業（学校給食材料代支援）

1 事業目的

燃料費、原材料価格等の上昇に伴う物価高騰は給食材料費にも大きな影響をもたらし、主食とする米・パン・麺をはじめ牛乳、野菜、肉類など全般的に単価が上昇している。

未来を担う児童生徒の健全な成長発達と郷土愛を育む食育・食農の観点から、給食材料は地元産や道内産の食材を中心に今後も安心安全な給食の提供を行うため、単価上昇分を町で負担する。

2 事業概要

(1) 積算方法

令和5年4月から10月までの食材購入予算額に対する実績額は平均すると、9.17%の増であることから、年間予算額に9.17%を乗じた。

(2) 負担額（年間食数198日・提供人数1,713人として計算）

1人につき 5,042円

1食当たり 25円

3 担当

教育推進課給食係

物価高騰対策公共施設管理事業（指定管理委託料燃料増嵩経費補てん）

1 事業目的

光熱費の高騰により、当初想定していた指定管理委託料と乖離が生じ、適正な施設管理に影響を及ぼす状況であることから、指定管理業務の支援を行うもの。

2 事業概要

（対象）

「当該年度の指定管理者光熱費見込み（以下「光熱費見込み」という。）」と「指定管理者当該年度の町の積算単価に基づく光熱費（以下「積算時の光熱費」という。）」の差額を、補てんの対象とする。「光熱費見込み」が「積算時の光熱費」を下回る場合には対象としない。

（金額）「光熱費見込み」と「積算時の光熱費」の差額に消費税を乗じた額を補てんする。

3 担当

商工労政課商業振興係、生涯学習課社会教育係・スポーツ振興係

普通交付税の追加について（減債基金積立）

1 経緯

令和5年11月29日に国会にて成立した令和5年度補正予算（第1号）普通交付税の追加交付において、令和6年度及び令和7年度における臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するための基金の積立に要する経費の財源を措置することとなり、收受した金額を減債基金に積み建てるものです。

2 担当

政策推進課財政係